(C)選擧戰を通じて左記訓練を與ふること。

イ、プロレタリヤ、イデオロギーの浸透純化、

ロ、大衆的政治闘爭への訓練、

(D)更に政治戰線の統一完成のために 左記二點に努力すべきこと。

イ、三黨合同を黨の最低部組織に於てまで 完成せしめること、

ロ、社會民衆黨幹部とその大衆との遊離のための 積極的活動を展開。

二 選擧戰のための組織

(A)

イ、府縣會選擧闘爭全國特別委員會

ロ、府縣會選擧闘爭常務委員會

(B)黨組織の充實…我陣營の活動力闘爭力の 增加を圖る事

イ、府縣支部聯合會の合同完成と 活動的分子による選擧對策の充實、

(C)選擧隊の組織編成…候補者を中心にする 直接選擧戰從軍者の組織、

イ、選擧隊の編成

1、立候補届出——迅速を要す

2、事務長、事務所、委員、事務員の選任届

3、選擧事務の分擔決定

a、會計係…事務長これを掌る。

d、情報係…選擧運動の情勢を本部調査情報部へ報告し、本部並に聯合會と辯士の交渉及び一般新聞の通信を連絡す。

c、連絡係…事務所間及び運動員間を連絡する。

b、印刷物係印刷物の注文作成を專心する

e、演說會係…會場の借入辯士の組合せ交通連絡、集合屆出等を始め演說隊の總帥となる。

f、組織係…勞働團體との連絡の下に 未組織黨大衆の組織に當る。

4演說係…選擧委員、支部並に本部辯士、 候補者を演說隊とし、これを班組織とし、演說會を組織的に効果あらしめること、卽ち開會前に打合せをし、 閉會後批判會を持つこと、

5、選擧應援團…組織勞農大衆を 選擧戰の尖端に起てて、未組織大衆を動員し、且つ人と金とを得るために選擧應援團を組織大衆を以て組織せしめる。

6、選擧革新團…青年分子を動員し、政治的訓練を與へ

三 選擧戰は[illegible]なる政治的[illegible]であるが故に 成るべく立候補し、當選を期すべきであるが、候補者を擁立し得ざる地區にては、左記基準の下に活動すべきである。

(A)最も果敢に日常闘爭を展開し、地方自治體政治の本質を執拗に暴露し又勞働組合農民組 合の闘爭を促進すること

(B)我黨の政策を他黨のそれと鋭き對立に於て 高く掲げること

(C)ブルジョア政黨の批判暴露を强力的に展開し 闘ひ拔くこと。

府縣會選擧闘爭政綱

はしがき

本政綱は暴露政策、建設政策、無產戰線政策、の三構成からなる。本政綱は府縣會選擧闘爭に對する 黨の政綱である。各地方聯合會が本政綱に基いて、實際の選擧闘爭に適用すべき選擧政綱を作る場合に左の諸項が注意せらるべきである。

(一)民政黨政府の一億圓の農村救濟事業と 開墾助成金交附認可の濫發、政友會の米穀國營案有產政黨が選擧期日の接[illegible]のため[illegible]政策を今度[illegible]思ひつきの[illegible]持ち出すものである。曾って[illegible]時代の政友會は陸海軍大臣文官制を叫び、また民政黨は前回の府縣選擧には諸事務の廢止まで持ち出したことがある。しかも 選擧當時の空手形に外ならなかつた。我等がかゝる無責任なる思ひつき案は批判するよりも 寧ろ彼等の選擧闘術として暴露すべきこと。

(二)實際に地方選擧政綱を作る場合には 各地方の具體的事實及び特殊題目を捉へ、且つ第三編の『地方政綱』を參照して作るべきこと。

第一項 有產政黨に對する暴露政策

暴露點は選擧政綱の重要なる部分をなす、有產政黨に對する暴露戰の焦點を政府に置く。 我々にとつて政友・民政兩黨は全く同一性を持つ有產政黨ではあるが、時の政府は支配階級の當面の前衞として徹底的に暴露集中を行ふべきである。 我等の對立物はブルジョアの專制的權力機關である。

一、政府(民政黨)に對する暴露點

(イ)暴露政治…民政黨は濱口內閣組閣當初の 『進步主義』の聲明を裏切つて言論、 集會、 勞働爭議、小作爭 の彈壓等無產階級運動に對す 暴壓の限りを盡してゐる。(各地